

【震災編】

第4部

南海トラフ地震等防災対策

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策としての具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第4部 南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の方針

第4部では、南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。

1 南海トラフ地震等防災対策（第2章）

都地域防災計画（令和元年7月修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、平成25年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。

ただし、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、区内陸部においては震度5強程度（東側ケース）と予測されている。そのため、区は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での対策推進地域には指定されていない。

そこで、南海トラフ地震等防災対策については、平成24年4月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした震災編第1部から第3部を準用するものとする。

2 東海地震事前対策（第3章）

第3章において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第3章第2節「2 基本的な考え方」で定める。